

議案第 2 1 4 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

路 線 名	延 長 m	幅 員 m	起 点	終 点	重要な経過地
A 第 8 3 8 号線	63 01	4 50	さいたま市桜区大字 神田字作田 1 1 9 番 5 地先	さいたま市桜区大字 神田字作田 1 2 3 番 2 地先	
C 第 3 0 8 号線	114 23	4 00	さいたま市桜区山久 保二丁目 7 3 番 7 地 先	さいたま市桜区山久 保二丁目 7 3 番 1 7 地先	
C 第 3 0 9 号線	99 55	4 00	さいたま市桜区西堀 三丁目 8 0 7 番 1 3 地先	さいたま市桜区西堀 三丁目 8 0 7 番 4 地 先	
D 第 6 9 0 号線	68 57	4 00	さいたま市南区内谷 五丁目 7 番 2 4 地先	さいたま市南区内谷 五丁目 7 番 1 9 地先	
G 第 5 7 3 号線	59 77	4 00	さいたま市浦和区木 崎二丁目 3 7 番 8 地 先	さいたま市浦和区木 崎二丁目 3 7 番 1 地 先	
H 第 2 0 5 号線	115 42	4 00	さいたま市浦和区駒 場一丁目 1 5 3 4 番 1 8 地先	さいたま市浦和区駒 場一丁目 1 5 3 5 番 6 地先	
L 第 1 3 5 8 号線	65 41	4 00 ～ 4 30	さいたま市緑区大字 三室字西宿 1 4 7 2 番 3 地先	さいたま市緑区大字 三室字西宿 1 4 7 3 番 3 地先	
L 第 1 3 5 9 号線	64 37	4 00	さいたま市緑区大字 三室字原前 1 1 2 0 番 7 地先	さいたま市緑区大字 三室字原前 1 1 2 0 番 2 3 地先	
2 2 5 9 6 号線	45 93	4 00	さいたま市見沼区大 字南中野字西浦 2 6 5 番 9 地先	さいたま市見沼区大 字南中野字西浦 2 6 5 番 1 地先	
2 2 5 9 7 号線	65 09	4 50	さいたま市見沼区大 字東新井字原 5 2 2 番 1 2 地先	さいたま市見沼区大 字東新井字原 5 2 2 番 1 6 地先	
3 2 9 5 1 号線	22 28	4 00	さいたま市北区奈良 町 1 2 5 番 5 6 地先	さいたま市北区奈良 町 1 2 5 番 5 6 地先	